

第1条 (本規約・本サービスの内容とその変更、会員登録手続等)

- (1) 本規約は、ソニー株式会社 (以下「ソニー」) が提供する「harmo (ハルモ)」と称する本条第(3)項に定める電子お薬手帳関連サービス (以下「本サービス」) を、薬局、病院、医院、介護施設その他の施設が利用するための条件を定めたものであり、当該施設は、本サービスの利用前に、本規約の内容を確認し、本規約に同意した上、harmo 加盟施設としての登録を申し込むものとする。
- (2) 前項に従い当該施設が登録の申込みを行った後、当該施設がソニーから本サービスにかかる入会証の発行を受けた時点をもって、当該施設にかかる harmo 加盟施設としての登録が完了したものとし、本規約が発効するものとする (かかる登録が完了した施設を以下「harmo 加盟施設」)。
- (3) 本サービスの内容は、以下の各号に定めるものをいう。
 - ① 従来の紙媒体によるお薬手帳に記載される本サービスを利用するユーザー (以下「ユーザー」) の基本的な服薬情報及びその他これに関連する情報の電子データ (以下「お薬手帳データ」) のうち、本規約の別表②に定める情報 (以下「サーバー保存情報」) をソニー又はソニーの要求するセキュリティーレベルを満たす第三者のクラウドサーバー (以下「クラウドサーバー」) 上に保存するサービス (なお、ユーザーのうち第7条第(2)項に従い登録を行ったユーザーを「カード会員」といい、カード会員以外のユーザーを「ライト会員」という)
 - ② harmo 加盟施設が、カード会員が第7条第(2)項に従い発行を受けた本サービスの利用に必要な「harmo (ハルモ)」という名称の付された IC カード (以下「harmo カード」) を harmo 加盟施設向けの本サービス専用アプリケーション (以下「harmo 加盟施設アプリ」) がインストールされた harmo 加盟施設の情報通信端末 (以下「専用端末」) にかざした場合に、専用端末を通じてカード会員のサーバー保存情報を使用することができるサービス
 - ③ カード会員が、専用端末を通じてカード会員のサーバー保存情報を閲覧することができるサービス
 - ④ ユーザーが、自己のスマートフォン等のモバイル端末 (以下「ユーザー端末」) 上で、ソニーが提供するソニーの本サービス向け専用アプリケーション (以下「お薬手帳アプリ」) を用いて、ユーザーのサーバー保存情報を閲覧及び管理することができるサービス
 - ⑤ カード会員が指定する第三者 (以下「指定ユーザー」) が、お薬手帳アプリをインストールした上で harmo 加盟施設において利用登録をした指定ユーザーのスマー

トフォン等のモバイル端末（以下「指定ユーザー端末」）にインストールされたお薬手帳アプリを用いて、カード会員のサーバー保存情報を閲覧及び管理することができるサービス

- ⑥ ユーザー及び／又は指定ユーザーが、ユーザー端末又は指定ユーザー端末を使用してお薬手帳アプリにユーザーのお薬手帳データを登録することができるサービス
 - ⑦ ユーザー及び／又は指定ユーザーが、お薬手帳アプリを用いて、ユーザー端末及び／又は指定ユーザー端末上で本サービスに関する通知を受け取り、又はアンケートに回答することができるサービス
 - ⑧ カード会員が、ソニーが運営する本サービス向け専用 PC サイト（以下「お薬手帳サイト」）において、本項第④号、第⑥号及び第⑦号に定めるサービスを利用することができるサービス
 - ⑨ ユーザー及び／又は指定ユーザーが、公益社団法人日本薬剤師会が構築した「日本薬剤師会リンク付サーバー」を通じて、harmo 加盟施設として登録されていない薬局、病院及び医院においてユーザーのサーバー保存情報を閲覧することができるサービス
 - ⑩ 取扱説明書（第 3 条第(1)項第②号に定義）に定めるサービスその他のお薬手帳データに関するサービス
- (4) harmo 加盟施設は、ソニーが harmo 加盟施設の harmo 加盟施設アプリの操作ログ（以下「操作ログ」）を取得し、本サービスを提供又は改善する目的、本条第(3)項第⑦号若しくは第⑧号に定めるアンケートを実施する目的、本サービスの普及及び周知を図るために本サービスに関連した学会発表若しくは論文発表を行う目的、又は本サービスに関連した新しいサービス等を企画、開発する目的で、操作ログを統計情報化した上で利用し、第三者に提供することに同意するものとする。
- (5) ソニーは、harmo 加盟施設に対して事前に通知することにより、本サービス及び本規約の内容をいつでも変更することができるものとする。harmo 加盟施設は、ソニーからかかる通知を受けた場合、当該通知を受けた日から 7 日を経過する日までに第 12 条第(4)項に定める登録抹消手続を行わない限り、当該変更内容に同意したものとみなされるものとする。
- (6) ソニーは、harmo 加盟施設の申し出に応じて、本規約の有効期間中、本サービスの利用に必要なパソコン、ルーター、タブレット、カードリーダーその他の機器（以下「貸与機器」）を、harmo 加盟施設にソニー所定の料金表記載の金額で貸与することができるものとし、harmo 加盟施設は、本規約別紙 1 に定める条件に従って貸与機器を取り扱うものとし、その設置、保守、ソニー及びソニーが指定する第三者による使用状況の確認等に協力するものとする。

第2条（お薬手帳データの保存先と取扱い・管理等）

本サービスで扱うお薬手帳データの各情報は、本規約別表に定める通りとし、それぞれ別表に定める媒体に保存されるものとする。

第3条（本サービスの利用条件等）

(1) harmo 加盟施設は、第1条第(1)項及び第(2)項に定める harmo 加盟施設としての登録申込み及び登録にあたり、本規約の有効期間中、以下に定める全ての事項を満たしていることをソニーに対して表明及び保証するものとする。

- ① 監督官庁から有効な許可を取得していること
- ② ソニーが別途定める本サービスの取扱説明書（以下「取扱説明書」）にて指定する本サービスの利用に必要なネットワーク環境、専用端末その他の機器環境その他のシステム条件（以下「本システム」）を自己の費用にて完備していること。
- ③ harmo 加盟施設の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないこと。なお、本号において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいう。
- ④ harmo 加盟施設が、本サービスの利用に関連して自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないこと。
 - イ. 暴力的な要求行為
 - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ. 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ニ. 風説を流布し、偽計又は威力を用いてソニーの信用を棄損し又は本サービスの円滑な運用を妨害する行為
 - ホ. その他イ乃至ニに準ずる行為

(2) harmo 加盟施設は、ソニーが別途定める方法により、harmo 加盟施設であることを示す本サービスの名称及びロゴをその施設内に掲示するものとする。

第4条（harmo 加盟施設アプリの使用条件等）

- (1) ソニーは、harmo 加盟施設が専用端末上で、本規約に基づき本サービスを利用する目的で harmo 加盟施設アプリを使用する非独占的な権利を、harmo 加盟施設に許諾する。
- (2) harmo 加盟施設は、harmo 加盟施設アプリについて以下の各号に該当する行為を行ってはならないものとする。

- ① harmo 加盟施設アプリの全部又は一部を複製、複写、譲渡、頒布若しくは販売する行為
 - ② harmo 加盟施設アプリの修正、追加その他の改変行為
 - ③ harmo 加盟施設アプリに含まれるトレードマークやその他の権利標記等の表示を削除したり、外観を変更したりする行為
 - ④ ソニーの同意なくして、harmo 加盟施設アプリを再使用許諾、貸与又はリースその他の方法で第三者に使用させる行為
 - ⑤ harmo 加盟施設アプリを用いて、ソニー又は第三者の著作権等の権利を侵害する行為
 - ⑥ harmo 加盟施設アプリのリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析作業を行う行為
- (3) harmo 加盟施設アプリの中には、ソニー以外のソフトウェアの権利者が定める使用許諾条件（GNU General Public license (GPL)、Lesser/Library General Public License (LGPL)を含むが、これらに限られない）を伴うソフトウェア（以下「対象外ソフトウェア」）が含まれている場合があり、harmo 加盟施設は、対象外ソフトウェアの使用については、各権利者の定める使用許諾条件に従うものとする。また、対象外ソフトウェアには、ソースコードの形式で又は無償で公に入手可能なソフトウェアを含むもの又はその派生物であり、かつ本規約の定めと異なる使用条件の適用を受けるソフトウェア（以下「オープンソースソフトウェア」）が含まれることがあり、オープンソースソフトウェアには、それぞれのオープンソースソフトウェアに該当する使用許諾条件が、本規約の代わりに適用されるものとする。なお、ソニーが開示するオープンソースソフトウェアのソースコードは、<http://www.sony.net/Products/Linux> 及びソニーが運営する本サービスに関するウェブサイト（以下「本ウェブサイト」）に記載のとおりとする。
- (4) harmo 加盟施設アプリは、ネットワークサービスを通じてお薬手帳データを閲覧及び管理することを想定しているため、harmo 加盟施設は、当該ネットワークサービスの利用にあたっては、当該ネットワークサービス所定の利用条件に従うものとする。なお、ネットワークサービスの利用にあたってはインターネット環境が必要であり、harmo 加盟施設は、自己の費用と責任をもって、インターネット環境の整備及び当該環境に係るセキュリティの確保を行うものとする。また、harmo 加盟施設は、harmo 加盟施設アプリの動作や機能がインターネット環境により限定的なものとなる場合があること、並びに、ネットワークサービスの中止若しくは終了又はインターネット環境等により harmo 加盟施設アプリが利用できなくなる場合があることを認識しており、harmo 加盟施設アプリが利用できなくなることについてソニーが harmo 加盟施設その他の第三者に対して何らの責任も負わないことに同意する。

第5条（本サービスの追加申込み）

- (1) harmo 加盟施設は、第 1 条第(3)項第⑨号に定める本サービスを希望する場合、取扱説明書に定める方法によりソニーに申し込むものとする。
- (2) ソニーは、前項に基づく harmo 加盟施設からの本サービスの追加申込みを受けた場合、当該申込みに対する諾否を当該 harmo 加盟施設に通知するものとし、当該 harmo 加盟施設は、ソニーが承諾する旨の通知を受けた時点から当該本サービスを取扱説明書に定める条件に従って利用することができるものとする。

第 6 条 (利用料金の支払い等)

- (1) 本サービスの利用料金は、第 1 条第(2)項に基づき本規約が発効した時又は本ウェブサイトにおいて指定する時のいずれか後の時点から課金されるものとし、harmo 加盟施設は、本サービスの利用料金（第 1 条第(6)項に基づき貸与機器の貸与を受けている場合、貸与機器の利用料金を含む）を、ソニー所定の料金表及び支払方法に従って支払うものとする。
- (2) ソニーは、本規約に基づき harmo 加盟施設に対して有する本サービスの利用料金支払請求権その他の金銭債権を、個別の通知なしにソニーの指定する請求代行業者に譲渡することができるものとし、harmo 加盟施設は、かかる譲渡につき異議をとどめないで承諾するものとする。

第 7 条 (harmo 加盟施設の責務等)

- (1) harmo 加盟施設は、本サービスの利用に関して、本システムを取扱説明書に従い、善良なる管理者の注意をもって自己の費用にて運用及び管理するものとする。
- (2) harmo カードの発行機能を有する harmo 加盟施設は、本サービスの会員登録を希望するユーザーが、ソニーが別途定める本サービスのユーザー向け規約に同意した場合、harmo カードを当該ユーザーに対して発行し、取扱説明書にて定める方法により、当該ユーザーの本サービスへのカード会員登録を行うものとする。
- (3) harmo 加盟施設は、カード会員からの要請があった場合、harmo カードの提示を受けた上で、取扱説明書の定めに従い、お薬手帳アプリ及びお薬手帳サイトの利用登録を行うものとする。かかる利用登録に際し、harmo 加盟施設は、利用登録手続中に専用端末の画面上に表示されるお薬手帳アプリ用二次元コード（以下「二次元コード」）及びお薬手帳サイト用 ID をユーザー又は当該カード会員にかかる指定ユーザー以外の者に閲覧されることのないよう厳重な注意義務をもって、かかる利用登録を行うものとする。また、harmo 加盟施設は、指定ユーザー端末にインストールされたお薬手帳アプリの利用登録を行う場合には、カード会員立ち合いの下、かかるカード会員の同意を確認の上これを行うものとし、また、当該カード会員の指定ユーザーが指定ユーザー端末にインストールされたお薬手帳アプリの利用登録手続を行う際に当該指定ユーザーが二次元コードを撮影した後に指定ユーザー端末上に表示された利用停止コード

を、カード会員に通知させるものとする。

- (4) harmo 加盟施設は、カード会員からの要請があった場合、サーバー保存情報をクラウドサーバーに取扱説明書に定める方法で送信し、また、当該カード会員に対し、サーバー保存情報の専用端末を通じての閲覧に応じるものとする。
- (5) harmo カードの発行機能を有する harmo 加盟施設は、カード会員からの要請があった場合、当該カード会員のお薬手帳データの変更、修正、削除若しくは追加に応じるものとする。但し、カード会員又は指定ユーザーから実際には処方されていない医薬品に関する情報をソニー又はソニーの指定する第三者のクラウドサーバー上に保存・管理するよう要請された場合、当該 harmo 加盟施設はこれに応じてはならない。
- (6) harmo カードの発行機能を有する harmo 加盟施設は、カード会員から要請があった場合、取扱説明書の定めに従い、当該ユーザーの会員登録の削除に応じるものとする。
- (7) harmo 加盟施設は、カード会員から要請があった場合、当該カード会員から harmo カードの提示を受けた上で、取扱説明書の定めに従い、当該カード会員にかかるユーザー端末及び指定ユーザーの指定ユーザー端末にインストールされたお薬手帳アプリの利用登録の削除に応じるものとする。
- (8) harmo 加盟施設は、harmo カードを利用しようとする者がカード会員本人（もしくは本人からの委任を受けた者）でないことを知った場合、すみやかにその旨をソニーに通知し、ソニーの指示に従うものとする。
- (9) harmo 加盟施設は、harmo 加盟施設が本サービスを利用するにあたり適用を受ける各種法令、監督官庁が策定するガイドライン等を遵守するものとする。harmo 加盟施設が本項に違反したことによりユーザー、指定ユーザーその他第三者との間で生じた一切の紛争については、harmo 加盟施設が自己の費用と責任をもって解決するものとし、かかる違反によりソニーが損害を蒙ったときは、harmo 加盟施設は、ソニーに対して、当該損害を補償し、ソニーに一切迷惑をかけないものとする。
- (10) harmo 加盟施設は、harmo 加盟施設としての登録申込み時にソニーに提供した情報（所在地、harmo 加盟施設の名称、医療機関コード、電話番号又は代表者氏名）又は専用端末に接続されたレセプトコンピューターの機種や仕様に変更があった場合は、取扱説明書所定の手続きにより、速やかにソニーにその内容を通知するものとする。
- (11) harmo 加盟施設は、本サービスを通じて「日本薬剤師会リンク付サーバー」を利用するにあたり、「本サービス」を「日本薬剤師会リンク付サーバー」、「契約者」を「ソニー」、「認定利用者」を「harmo 加盟施設」と読み替えた上で、本契約別紙2に定める条件を遵守するものとする。なお、当該条件と本規約に定める条件とが矛盾又は抵触する場合、「日本薬剤師会リンク付サーバー」の条件が優先して適用されるものとする。

第8条（ユーザーの情報等の取扱い等）

- (1) harmo 加盟施設は、本サービスの利用に関連して harmo 加盟施設がユーザー及び指定

ユーザーから取得する情報を、法令及び監督官庁の策定するガイドライン等に従い厳重な管理体制の下で管理及び保管し、当該情報が第三者に漏洩することのないよう、合理的な範囲内でセキュリティの強化に努めるものとする。

- (2) **harmo** 加盟施設は、ユーザー及び指定ユーザーから取得する情報及び **harmo** 加盟施設としての登録や本サービスの利用に関連してソニーから開示又は提供を受けた情報を第三者に漏洩してはならず、また、本規約に基づく本サービスの目的以外で利用してはならない。本規約に基づく本サービスの利用に関連して当該情報の漏洩等の問題が生じた場合、当該漏洩等の問題がソニーの責に帰すべき事由のみにより発生した場合を除き、**harmo** 加盟施設は自己の費用と責任をもって自らこれに対応して解決し、ユーザー及びソニーに迷惑をかけないものとする。

第9条（知的財産権等）

- (1) 本規約に明示の定めがある場合を除き、本サービスにおいてソニーが使用する会社名、サービス名、商標、ロゴ及びサービスマーク（以下、合わせて「本件商標」）は、ソニーが保有するものであり、本規約のいかなる条項も **harmo** 加盟施設に対し本件商標の利用その他の権利を許諾するものではない。
- (2) 本サービスにおいてソニーから **harmo** 加盟施設に提供されるすべてのコンテンツ（本ウェブサイト上の文章、写真、画像、ロゴ、映像、音声、**harmo** 加盟施設アプリその他のソフトウェアを含む）に関する著作権その他の知的財産権は、ソニー又は当該コンテンツ提供者に帰属するものとする。

第10条（**harmo** 加盟施設及びソニーの責任）

- (1) **harmo** 加盟施設が本サービスの利用に関連してユーザー、指定ユーザーその他第三者又はソニーに損害を与えた場合、**harmo** 加盟施設は、自己の費用と責任をもって自らこれに対応して解決し、当該ユーザー、指定ユーザーその他第三者又はソニーに迷惑をかけないものとする。
- (2) ソニーは、**harmo** 加盟施設、ユーザー及び指定ユーザーに対して、本サービスの内容及び継続性、本サービスを通じて得られる情報の完全性、正確性、有用性、特定目的への適合性、瑕疵がないこと、誤りがないこと、本ウェブサイト（お薬手帳サイトを含む）、お薬手帳アプリ、**harmo** 加盟施設アプリ及び貸与機器にインストールされたソフトウェア（以下「本ソフトウェア」）にエラー、バグ等の不具合がないこと、中断なく稼動すること、本サービス、本ウェブサイト（お薬手帳サイトを含む）、お薬手帳アプリ、**harmo** 加盟施設アプリ及び本ソフトウェアが第三者の権利を侵害していないこと等、一切の保証を行わないものとする。**harmo** 加盟施設は、本サービスの運用により **harmo** 加盟施設に損害が生じたとしても、ソニーに故意又は重過失がある場合を除き、ソニーはその責任を負わないことに同意するものとする。

- (3) ソニーが前項に基づき **harmo** 加盟施設に生じた損害を賠償する義務を負う場合の損害は直接かつ現実に生じた通常の損害に限定され、また、その損害額は、当該損害の発生後 1 年以内に当該 **harmo** 加盟施設が支払った本サービスの利用料金の総額を上限とするものとする。

第 1 1 条 (禁止事項)

harmo 加盟施設は、本サービスの利用にあたり以下の各号の一に該当する行為を行ってはならないものとする。

- ① 法令、条例又は本規約に違反する行為
- ② 公序良俗に反する行為
- ③ ユーザー、指定ユーザー、ソニー又は第三者の権利を侵害する行為
- ④ ユーザー、指定ユーザー、ソニー又は第三者に損害を与える行為
- ⑤ 本サービスの運営に支障をきたす行為
- ⑥ 不正なデータをお薬手帳データとして登録する行為
- ⑦ 前各号に該当するおそれがあるとソニーが判断する行為
- ⑧ その他ソニーが不適切と判断する行為

第 1 2 条 (本サービスの中止・終了・登録抹消等)

- (1) **harmo** 加盟施設に以下の各号の一に該当する事由が生じた場合、ソニーは、ただちに **harmo** 加盟施設としての登録を抹消し、本規約を終了することができるものとする。

- ① 本規約の定めに違反したとき
- ② 監督官庁から許可の取消、営業停止等の処分を受けたとき
- ③ 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課の滞納催告若しくは保全差押えを受けたとき
- ④ 破産、特別清算、民事再生若しくは会社更生の手続開始の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てを行ったとき
- ⑤ 解散、合併、会社分割若しくは事業の重要な部分の譲渡を行ったとき又はかかる決議がなされたとき

- (2) 以下の各号の一に該当する場合、ソニーは、本サービスの **harmo** 加盟施設並びに全部又は一部のユーザー及び指定ユーザーに対する提供を一時的に中断することができるものとし、また、当該中断に起因して **harmo** 加盟施設に損害が生じたとしても、ソニーは、かかる損害について一切の責任を負わないものとする。

- ① 火災、停電、天変地変、戦争、暴動、労働争議等の事由により、本サービスの提供が困難な場合
- ② 本サービスに必要なシステムの全部又は一部の保守・点検を行う場合
- ③ 本サービスに必要なシステムの全部又は一部に故障、不具合等が生じた場合

- ④ 法令又は政府機関等の要請により、本サービスの提供を中断せざるをえない場合
 - ⑤ その他ソニーがやむをえないと判断した場合
- (3) ソニーは、harmo 加盟施設、ユーザー及び指定ユーザーに対して何らの責任を負うことなく、本サービス提供終了の 6 か月前までに通知を行うことにより本サービスの harmo 加盟施設、ユーザー及び指定ユーザーに対する提供を終了することができるものとする。
 - (4) harmo 加盟施設は、harmo 加盟施設としての登録を抹消し本規約を終了することを希望する場合、抹消を希望する日の 30 日前までにソニーに対してその旨を書面で通知するものとする。当該抹消希望日の徒過をもって harmo 加盟施設としての登録抹消手続が完了するものとする。
 - (5) harmo 加盟施設は、ソニーによる本サービスのユーザー及び指定ユーザーに対する提供が終了した場合又は harmo 加盟施設としての登録が抹消された場合には、かかる終了又は登録抹消の日の翌日以降、第 3 条第(2)項に定める harmo 加盟施設としての表示を行ってはならず、本サービスを利用してはならないものとする。

第 13 条 (その他)

- (1) ソニーは、本サービスにかかる事業を第三者に譲渡した場合、当該譲渡に伴い本規約に基づく本サービス提供者としての地位、本規約に基づく権利及び義務並びにサーバー保存情報及び操作ログを当該第三者に譲渡することができるものとし、harmo 加盟施設は、当該譲渡につき本項において予め同意したものとする。
- (2) harmo 加盟施設は、harmo 加盟施設としての地位及び本規約に定める harmo 加盟施設の権利及び義務をソニーの同意なくして第三者に譲渡してはならないものとする。
- (3) 第 1 条第(1)項及び第(2)項、第 3 条第(1)項、第 4 条 (同条第(1)項を除く)、第 7 条第(10)項、第 8 条第(2)項、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条第(2)項、第(3)項及び第(5)項並びに第 13 条の規定は、本サービスの終了、harmo 加盟施設としての登録抹消、本規約の終了の後もなお有効に存続するものとする。
- (4) 本規約及び本サービスの成立、効力、履行及び解釈については、日本法を準拠法とするものとする。
- (5) 本規約は、第 12 条の定めに従い早期に規約が終了する場合又は harmo 加盟施設に対する本サービスの提供が終了する場合を除き、harmo 加盟施設としての登録抹消手続が完了したときまで有効に存続するものとする。
- (6) 本規約及び本サービスに関する疑義又は紛争が生じた場合、ソニーと harmo 加盟施設との間で誠意をもって協議解決するものとし、協議によって解決できない場合は、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

別表：保存されるお薬手帳データの種類とその保存先及び保存期間（第2条関連）

- ① ICカード
 - (ア) 氏名
 - (イ) 性別
 - (ウ) 生年月日
- ② クラウドサーバー
 - (エ) 誕生年
 - (オ) 性別
 - (カ) ユーザーの郵便番号
 - (キ) 処方箋交付医療機関名、診療科名、及び処方箋交付日
 - (ク) 調剤薬局名、調剤日
 - (ケ) 処方薬の名称、処方日数、服用方法及び服用量
 - (コ) 既往症及び／又は処方的前提となった症状に関する情報
 - (サ) アレルギーに関する情報
 - (シ) 副作用に関する情報
 - (ス) 薬局内患者識別番号
 - (セ) ジェネリック医薬品への転換希望の有無（ライト会員を除く）
 - (ソ) 処方番号
 - (タ) ユーザー、指定ユーザー及び／又は harmo 加盟施設からの連絡・注意事項
 - (チ) 要指導医薬品、一般医薬品の服用履歴
 - (ツ) かかりつけ薬剤師情報
 - (テ) お薬手帳アプリの操作ログ
- ③ ユーザー端末又は指定ユーザー端末
上記（ア）乃至（テ）
お薬手帳アプリ上でユーザー又は指定ユーザーがそれぞれ入力した情報

- * カード会員がユーザー端末及び／又は指定ユーザーを指定しない場合は、上記③にお薬手帳データは保存されない。
- * ライト会員のサーバー保存情報は、最後にお薬手帳アプリにアクセスした時から3年が経過したときはクラウドサーバーから削除される。
- * 上記（エ）乃至（テ）以外のお薬手帳データについて、ハッシュ化など元の情報を再現することが不可能な演算が施された形式でクラウドサーバーに情報が保存される可能性がある。

別紙1：貸与機器の取扱条件（第1条第(6)項関連）

1. harmo 加盟施設は、本サービスの利用に関して、貸与機器を第3条第(1)項第②号に定める取扱説明書に従い、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、貸与機器の利用に関して harmo 加盟施設に発生する電気代、インターネット接続費用その他の費用並びにレセプトコンピューターその他の本システムの整備、利用及び維持（インターネット接続料等を含む）に関して harmo 加盟施設に発生する費用は、harmo 加盟施設が負担するものとする。
2. harmo 加盟施設は、貸与機器を、本サービスの目的で、かつ、その施設内においてのみ利用することができるものとし、ソニーの事前の書面による同意なく、貸与機器に取扱説明書において指定された機器以外の機器又はデバイス等を接続してはならず、また、転貸や売買等の処分を行ってはならないものとする。
3. harmo 加盟施設は、貸与機器に接続されたレセプトコンピューターの機種や仕様に変更があった場合は、取扱説明書所定の手続きにより、速やかにソニーにその内容を通知するものとする。
4. 本規約に基づき harmo 加盟施設に貸与される貸与機器に関する所有権及び貸与機器にインストールされた harmo 加盟施設アプリに関する著作権その他の知的財産権は、ソニーに帰属するものとし、harmo 加盟施設はかかる貸与機器及び harmo 加盟施設アプリにつき、本規約に定めるものを除き、何らの権利を有するものではないものとする。
5. harmo 加盟施設は、ソニーによる本サービスのユーザー及び指定ユーザーに対する提供が終了した場合又は本サービス加盟施設としての登録が抹消された場合、ソニーからの通知内容に従い貸与機器内の個人情報を含むお薬手帳データを全て削除した上で、当該通知受領後30日以内に、自己の費用と責任においてソニーに対して貸与機器を返却するものとする。

次ページより、
「日本薬剤師会リンク付サーバーの利用規約」
となります

別紙2：「日本薬剤師会リンク付サーバー」利用条件（第7条第(11)項関連）

日本薬剤師会リンク付サーバー利用約款

第1章 本約款の適用等

（約款の目的）

第1条 本約款は、公益社団法人 日本薬剤師会（以下、「本会」という）が構築した「日本薬剤師会リンク付サーバーの利用」（以下、「本サービス」という）について必要な事項を定めるものです。

（本約款の適用）

第2条 本会は、本約款に同意し本サービスの提供を申し込み、本会と本サービスの提供について契約した者（以下「契約者」といいます。）に対し、本サービスの機能を、本約款に基づき提供します。

2 契約者は、本サービスの利用に関し、本約款の内容を十分に理解するとともに、これを誠実に遵守するものとします。

（本約款の変更）

第3条 本会は、本利用約款を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用約款の内容は、変更後の新利用約款を適用するものとします。

2 本会は、前項の変更を行う場合は、原則2週間以上の予告期間をおいて、変更後の新利用約款の内容を契約者に通知するものとします。なお、個別事例に勘案し、利用約款の変更が緊急を要する場合には、予告期間の短縮や廃止を行う場合があります。

（本会からの通知）

第4条 本会から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面又は本会のホームページに掲載するなど、本会が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、本会から契約者への通知を電子メールの送信又は本会のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

（権利義務譲渡の禁止）

第5条 契約者は、あらかじめ本会の書面による承諾がない限り、利用約款上の地位、利用約款に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

（管轄裁判所）

第6条 契約者と本会の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

（準拠法）

第7条 利用約款等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第2章 契約の締結等

（契約の対象）

第8条 本サービスは、本会が本会役員会等で本会との契約が妥当と判断した団体を契約の対象とします。なお、本会は当該判断を、随時見直しすることができるものとします。

2. 前項に示す団体が、リンク付サーバーインターフェイス仕様書に定める「電子版お薬手帳システム ID」を複数利用する場合には、利用する「電子版お薬手帳システム ID」毎に別団体とみなします。
3. 本会は、契約者が運営する電子お薬手帳システム等（地域医療情報連携基盤、患者向け医療情報提供基盤等を含む）と契約した者のうちの医療機関、並びに薬局（以下、「認定利用者」という。）が、契約者を通じて、本サービスを利用する場合においても、当該行為は契約者の行為とみなすものとし、契約者は本サービスにかかる利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により本会が損害を被った場合は契約者は当該損害を補填するものとします。
4. 認定利用者は、前項に定める医療機関、並びに薬局とし、いわゆる一般利用者（患者等）は契約者を通じた場合にあっても、本サービスを利用することが出来ないものとします。

（利用契約の締結等）

第9条 本サービスの利用を希望する団体は、本利用約款に基づき、本会と利用契約を締結するものとします。

2. 利用契約は、本サービスの利用を希望する者が、本会所定の利用申込書を本会に提出し、本会がこれに対し本会所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用を希望する者は利用約款の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本会は、本サービスの利用の申込が行われた時点で、本サービスの利用を希望する者が利用約款の内容を承諾しているものとみなします。
3. 本会は本約款の他に、本サービス遂行のために必要な覚書等を策定する場合があります。覚書等が策定されている場合、本サービスの利用申込者は前項に加え、覚書等の内容も承諾しているものとみなします。
4. 利用契約の変更は、契約者が本会所定の利用変更申込書を本会に提出し、本会がこれ

に対し本会所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。

5. 本会は、前各項その他利用約款の規定にかかわらず、本サービスの利用を希望する者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができます。

- (1) 第8条（契約の対象）の条件を満たしていないとき
- (2) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
- (3) 利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
- (4) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (5) 本サービスを提供することが本会の業務上あるいは技術上著しく困難であると本会が判断したとき
- (6) その他本会が不相当と判断したとき

（変更通知）

第10条 契約者は、その商号若しくは名称、所在地、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、本会の定める方法により変更予定日の1ヶ月以上前までに本会に通知するものとします。

2. 本会は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

（一時的な中断及び提供停止）

第11条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 本会は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

3. 本会は、契約者が第14条（本会からの利用契約の解約）第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金の未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

4. 本会は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(利用期間)

第12条 本サービスの利用期間は、毎年4月1日を期初、翌年3月31日を期末とする年度契約を基本とし、契約者と本会の間で個別に定めるものとします。また、本会が定める方法により期間満了1ヶ月以上前までに契約者又は本会から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

(契約者からの利用契約の解除)

第13条 契約者は、解約希望日の1ヶ月以上前までに本会が定める方法により本会に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が1ヶ月未満の場合、解約希望通知が本会に到達した日より1ヶ月後を契約者の解約希望日とみなすものとします。

2. 契約者は、前項に定める通知が本会に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

(本会からの利用契約の解除)

第14条 本会は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの提供を一時停止又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。

- (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
- (2) 支払停止又は支払不能となった場合
- (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (7) 利用契約等に違反し本会がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
- (8) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (9) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、本会が定める日までにこれを支払うものとします。

(本サービスの廃止)

第15条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃

止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

(1) 廃止日の3ヶ月前までに契約者に通知した場合

(2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、本会は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない月数に対応する額を月割計算にて契約者に返還するものとします。

(契約終了後の処理)

第16条 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって本会から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに本会に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

2. 本会は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに本会の責任で破棄し、本サービス用設備などに記録された資料等については、本会の責任で消去するものとします。

3. 本会は、利用契約が終了した場合、本サービスの機能である「契約者から別の契約者に、患者等の情報を転送する機能」を実現する際に必要な当該契約者にかかわる情報を、利用契約終了後直ちに本会の責任で破棄するものとします。

第3章 提供条件等

(本サービスの種類と内容)

第17条 本会が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙に定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。

2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

(1) 第36条（免責）に掲げる場合を含め、本サービスに本会に起因しない不具合が生じる場合があること

(2) 本会に起因しない本サービスの不具合については、本会は一切その責を免れること

3. 契約者は、利用約款等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

(本サービスの提供区域)

第18条 本サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。

（再委託）

第19条 本会は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を本会の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、本会は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第33条（秘密情報の取り扱い）及び第34条（個人情報の取り扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の本会の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 利用料金等

（本サービスの利用料金、算定方法等）

第20条 本サービスの利用料金、算定方法等は、別途、本会が定めるとおりとします。

（利用料金の支払義務）

第21条 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」という。）について、本会が別途定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、本会は、第11条（一時的な中断及び提供停止）の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

2. 利用期間において、第11条(一時的な中断及び提供停止)に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。ただし、本サービスの利用について本会の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）が24時間以上となる場合、利用不能の日数（1日未満は切り捨て）に対応する当該料金制の利用料金及びこれにかかる消費税相当額については、この限りではありません。

（利用料金の支払方法）

第22条 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

（1） 請求書により決済する場合、本会からの請求書に従い本会が指定する期日までに本会の指定する方法により、本会あるいは本会指定の金融機関に支払うか、本会が別途指定する集金代行業者を通じて本会が指定する期日までに、契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとします。

（2） その他本会が定める支払方法により支払うものとします。

2. 契約者と前項の金融機関等との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、本会は一切の責任を負わないものとします。

（遅延利息）

第23条 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年5.0%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、本会が指定する期日までに本会の指定する方法により支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第5章 契約者の義務等

（自己責任の原則）

第24条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、本会はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

3. 契約者は、契約者等がその故意又は過失により本会に損害を与えた場合、本会に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

（利用責任者）

第25条 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第9条所定の利用申込書に記載して本会へ通知するものとし、本サービスの利用に関する本会との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

2. 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、本会に対し、利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。

（本サービス利用のための設備設定・維持）

第26条 契約者は、自己の費用と責任において、本会が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネット等に接続するものとします。

3. 契約者設備、前項に定めるインターネット等への接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、本会は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

4. 本会は、本会が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。ただしその場合においても、本会は、第33条（秘密情報の取り扱い）及び第34条（個人情報の取り扱い）のほか利用約款等に定める事項を順守し、必要最低限の利用を行うものとします。

（禁止事項）

第27条 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- （1） 本会若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- （2） 本サービスを通じて取り扱われる情報を不正に利用する行為
- （3） 本サービスを通じて取り扱われる情報を改ざん又は消去する行為
- （4） 本サービスを通じて取り扱われる情報を漏洩させる行為
- （5） 契約者以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
- （6） 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- （7） 有害なコンピュータプログラム等を送信、又は書き込む等の行為
- （8） 第三者又は本会の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為
- （9） 第三者又は本会の信用を傷つけ、又は本会に損害を与える行為
- （10） 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により患者等の情報を収集する行為、及び他の契約者又は本会の情報を収集する行為
- （11） 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
- （12） 法令若しくは公序良俗に違反し、又は本会若しくは第三者に不利益を与える行為
- （13） 本サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為（事前に本会が承認した場合を除く）
- （14） 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- （15） 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
- （16） わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- （17） 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- （18） その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的で放置する行為
- （19） その他、本会が不適切と判断した行為

2. 契約者は、契約者の責の有無を問わず、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに本会に通知するものとします。

3. 本会は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、本会は、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含まれます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

（認定利用者の遵守事項等）

第28条 第8条（契約の対象）の定めに基づき、認定利用者が契約者を通じ本サービスを利用する場合にあっては、契約者は認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。

- （1） 認定利用者は、本利用約款等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用約款等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。
- （2） 契約者と本会間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
- （3） 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
- （4） 本サービスの提供に関して本会が必要と認めた場合には、契約者が、本会に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること、また、本会は第19条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、本会は利用約款に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
- （5） 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して本会に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、本会に対して一切の責任追及を行わないこと。

2. 契約者は、本会から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

（認定利用者が利用契約に違反した場合の措置）

第29条 第8条（契約の対象）に基づき、認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

2. 認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した日から2週間経過後も、当該違反を是正しない場合、本会は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとしま

す。

- (1) 契約者に対する本サービスの提供を停止すること
- (2) 本会と契約者の間の利用契約の全部若しくは一部を解除すること

3. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、本会が定める日までにこれを支払うものとします。

第6章 本会の義務等

（善管注意義務）

第30条 本会は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

（本サービス用設備等の障害等）

第31条 本会は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

2. 本会は、本会の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 本会は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する本会が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び本会はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

（責任の範囲）

第32条 本会は、本サービスにおいて取り扱うデータに関して、厚生労働省・経済産業省・総務省の基準に準拠し秘匿性を確保するものとします。なお契約者が本サービスに接続するために用いるインターネット回線における完全性、正確性、適法性、有効性の保証については、ネットワーク提供事業者に戻すものとし、本会はなんらその責務を負わないものとします。契約者は、自己の責任において本サービスを使用するものとします。なお、本会が採用する本サービスに接続するためのインターネット回線等における責任分界点は、契約者や本会がネットワーク提供事業者等との契約で定めるものとします。

2. 本サービスを通じて取り扱われる患者情報、及びその他情報については、その情報を取り扱う契約者の責任とします。
3. 本会は、法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスの利用あるいは利用不能から生じるいかなる損害に関しても一切責任を負わないものとします。
4. 契約者が、本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合、又は契約者と第三

者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
なお、契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

（秘密情報の取り扱い）

第33条 契約者及び本会は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- （1） 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- （2） 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- （3） 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- （4） 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- （5） 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 前項の定めにかかわらず、本サービスの機能である「契約者から別の契約者に、患者等の情報を転送する機能」を実現する際に必要となる情報については、前項に定める秘密情報ではなく、第34条（個人情報の取り扱い）に基づき取り扱うものとします。
3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び本会は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び本会は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び本会は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
6. 前各項の規定に関わらず、本会が必要と認めた場合には、第19条（再委託）に定め

る所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、本会は再委託先に対して、本条に基づき本会が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
8. 本条の規定は、本サービス終了後、5年間有効に存続するものとします。

（個人情報の取り扱い）

第34条 契約者及び本会は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービスによらずに第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第4項乃至第7項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第8章 損害賠償等

（損害賠償の制限）

第35条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、本会が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、本会の責に帰すべき事由により又は本会が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の本会に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第31条（本サービス用設備等の障害等）等に従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、本会の責に帰することができない事由から生じた損害、本会の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について本会は賠償責任を負わないものとします。

- (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
- (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間（1月未満は切捨て）に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）

- (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均日額料金（1日分）に30を乗じた額

2. 本サービス又は利用契約等に関して、本会の責に帰すべき事由により又は本会が利用契約等に違反したことにより認定利用者に損害が発生した場合について、本会は前項所定の契約者に対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

(免責)

第36条 本サービス又は利用契約等に関して本会が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、本会は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
- (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 本会が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- (6) 本会が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
- (7) 本サービス用設備のうち本会の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
- (8) 本サービス用設備のうち、本会の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
- (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (10) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
- (11) 本会の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
- (12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき本会に過失などの帰責事由がない場合
- (13) その他本会の責に帰すべからざる事由

「日本薬剤師会リンク付サーバー」利用条件（harmo 加盟施設規約第7条第(11)項関連）

2. 本会は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

（その他必要事項）

第37条 この約款に定めるもののほか、必要な事項については、本会が別に定めるものとします。

附則

本約款は平成28年3月1日から実施します。

別紙

本サービスの内容

1. 本サービスの概要

本会が構築した「日本薬剤師会リンク付サーバー」は、複数の運営主体が運営している電子お薬手帳が取り扱う「お薬手帳情報」を、薬局で一元的に閲覧できるようにするために必須である「契約者から別の契約者に、患者等の情報を転送する機能」を提供するものです。

本会は、本会が定める約款等に基づき、上記機能を契約者に提供します。

2. 本サービスの機能

主たる機能は「契約者から別の契約者に、患者等の情報を転送する機能」であり、その他については、「電子版お薬手帳リンク付サーバインターフェイス仕様書」を参照のこと。

3. サービスの提供時間

「日本薬剤師会リンク付サーバー」は24時間365日の運用を行います。ただし、約款第11条（一時的な中断及び提供停止）に定める理由等により、運用を停止する場合があります。

なお、本サービスの契約者向けの問い合わせ先は、日本薬剤師会 広報・情報室（e-mail:tc215wg6@nichiyaku.or.jp, 電話 03-33535-1193）で、原則、祝祭日を除く月～金曜日の9:00-12:00、13:00-17:00の間、受け付けます。

日本薬剤師会リンク付サーバー利用約款に付随する覚書

第1条（覚書の位置付け）

本覚書は、公益社団法人 日本薬剤師会（以下、「本会」という）が構築した「日本薬剤師会リンク付サーバー」の利用約款第9条3項に基づく覚書です。

「日本薬剤師会リンク付サーバーの利用」（以下、「本サービス」という）を希望する者は、前記利用約款に加え、本覚書の内容を承諾した上で、本会に本サービスの利用を申し込むものとします。

第2条（変更の際の通知義務）

契約者は、本覚書を順守し、変更があった場合には、速やかに本会にその内容を通知しなければなりません。

第3条（照会への回答義務）

契約者は、本会から利用約款や本覚書等に関連する事項の照会があった場合には、速やかに当該照会に関する回答を行わなければなりません。

第4条（順守事項）

契約者は、本サービスを利用する際、以下の事項を順守しなければなりません。

- ・ 個人情報保護関係法令並びに厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」総務省「ASP・SaaS 事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」経済産業省「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン」等の医療情報の取扱いに関する各種ガイドラインを遵守すること
- ・ 契約者が保持する患者等のお薬手帳データは、専ら、お薬手帳の本来の目的である患者（または現にその看護に当たっている者）や医療関係者等が閲覧・記入等を行うために利用するものであり、匿名化や集計の如何を問わず、それ以外の目的で契約者または第三者が利用しないこと。ただし、（レコード数の把握等）契約者が運営する電子お薬手帳システムの機械的維持に必要なデータの利用を除く。
- ・ 契約者は、本サービスの用に出力するデータ形式を一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）が定めた電子版お薬手帳データフォーマット仕様書に定められた形式とし、その確保は契約者の責任となること。
- ・ 契約者は、本サービスを経由し、他の電子お薬手帳の運営主体から取得したデータを、患者等が当該データの閲覧を許可した薬局や医療機関のみで利用できるようにすること。
- ・ 患者等の同意に基づき、当該薬局が当該患者等のお薬手帳データを参照できる期間は、社会通念上妥当な期間とすること。

第5条（利用料金等）

本サービスの利用料金等は、別紙の「利用料金表」に定めるものとします。

「日本薬剤師会リンク付サーバー」利用条件（harmo 加盟施設規約第7条第(11)項関連）

附則

本覚書は平成28年3月1日から実施します。

別紙

利用料金表

契約者は以下に示す費用を本会に支払わなければなりません。

以下の価格は全て税別になります。

■課金の考え方

- ・課金は接続時に付番する「電子版お薬手帳システム ID」毎となります。同一事業者が複数のサービスコードを利用する場合、「電子版お薬手帳システム ID」は異なるものとして考えます。例：ある事業者が AA00 と AA01 を利用する場合、2つの「電子版お薬手帳システム ID」を利用していることとなります。
- ・なお、VPN 接続費に関しては、接続の形態により、上記の考え方を適用できない場合がありますので、個別に対応いたします。

■初期費 10万円

- ・初期費は以下の作業を行うための費用とします。
- ・契約者が運営する電子お薬手帳の運営ポリシー等の確認
- ・契約者が運営する電子お薬手帳システムとリンク付サーバーを接続するための各種設定

■初期費の支払い

- ・本会との利用契約締結後

■システム利用費

- ・電子お薬手帳のレポジトリを有する契約者
12万円／年を基本料とし、他の契約者への閲覧リクエスト数に準じた追加費用を付加。
- ・電子お薬手帳のレポジトリを有さない契約者
24万円／年を基本料とし、他の契約者への閲覧リクエスト数に準じた追加費用を付加。

■システム利用費の支払い

- ・本サービスの利用期間は、毎年4月1日を期初、翌年3月31日を期末とする年度契約を基本とし、中途契約の場合は、個別に開始時期を決定します。なお、初回のシステム利用費は、本会との利用契約の締結を以って発生するものとし、契約者のサービス開始時期に合わせるものではありません。
- ・中途契約の際のシステム利用費の算出は、システム利用費を12で除した値に、利用契約締結月を含む期末までの残余月数を乗じた値とします。

■閲覧リクエスト数に準じた追加費用の算定方法

- ・閲覧リクエスト数の予測が全くできないため、当面の間は基本料のみの請求を予定しています。追加費用の算定が必要となる場合には、単価等の設定を行い、契約者に事前に提示いたします。

■システム利用費の見直し

- ・追加設備等が必要となり、本会が支出する運営費が大きく変動した場合には、システム利用費を見直します。その際には、契約者と事前協議を行います。

■VPN接続費

- ・複数の接続形態を有している関係から、一律の料金をお示しできません。個別に対応させていただきます。

■中途解約について

- ・初期費の返却はありません。
- ・システム利用費は、期初（中途契約の場合は、契約月）から、約款第13条に定める解約希望日を含む月まで、月単位での利用があったとみなし、納入されたシステム利用費から、当該利用月数に応じた費用、並びに返金に際し必要となる経費を差し引いた金額を返却します。
- ・VPN接続費については、契約形態が利用する回線により異なりますので、個別に対応させていただきます。

以上